3 In respect of any Party to the Convention which subsequently expresses its consent to be bound by it, the Protocol shall enter into force on the first day of the month following the expiration of a period of three months after the date of the deposit of the instrument of ratification, acceptance or approval.

Article X

1 The Depositary with whom an act, notification or communication has been accomplished, shall notify the member States of the Council of Europe, the member countries of OECD and any Party to the Convention as amended by this Protocol of:

a any signature;

b the deposit of any instrument of ratification, acceptance or approval;

c any date of entry into force of this Protocol in accordance with the provisions of Article IX;

d any other act, notification or communication relating to this Protocol.

2 The Depositary receiving a communication or making a notification in pursuance of the provisions of paragraph 1 shall inform the other Depositary thereof.

3 The Depositaries shall transmit to the member States of the Council of Europe and the member countries of the OECD a certified copy of this Protocol.

4 When this Protocol enters into force in accordance with Article IX, one of the Depositaries shall establish the text of the Convention as amended by this Protocol and shall send a certified copy to all the Parties to the Convention as amended by this Protocol.

In witness whereof the undersigned, being duly authorised thereto, have signed this Protocol.

Done at Paris, this 27th day of May 2010, in English and French, both texts being equally authentic, in two copies, one of which shall be deposited in the archives of the Council of Europe and the other in the archives of the OECD.

府　令

○内閣府令第四十四号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十八条第七号、第四十条第二号及び第四十三条の三の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年七月三日　内閣総理大臣　安倍　晋三

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第百十七条第一項第二十九号中「、第十六項及び第十八項」を「及び第十六項から第十八項まで」に改め、同号に次のように加える。

ニ　法第二十八条第八項第四号ニに掲げる取引

第百十七条第七項に次のただし書を加える。

ただし、当該各号の通貨関連デリバティブ取引がこれらの取引に係るオプションが行使された場合に顧客が一定額の金銭を支払うこととなるものである場合において、当該取引について算出するときは、当該金銭の額をいう。

第百十七条第七項第一号中「当該額を、」を削り、同号ロ中「第二条第二十二項第三号」の下に「又は第四号」を加え、同項第二号中「当該額を、」を削り、同条第八項に次のただし書を加える。

ただし、当該各号の通貨関連デリバティブ取引がこれらの取引に係るオプションが行使された場合に顧客が一定額の金銭を支払うこととなるものである場合において、当該取引について算出するときは、当該金銭の額をいう。

第百十七条第八項各号中「当該額を、」を削り、同条第十項第一号ロ中「第二条第二十二項第三号」の下に「又は第四号」を加え、同項第二号ロ中「第二条第二十二項第三号」の下に「又は第四号」を加え、「同号に」を「同項第三号又は第四号に」に、「同号イ又はロに掲げる」を「同項第三号イ若しくはロに掲げる取引又は同項第四号に規定する」に改め、同条第十七項に次のただし書を加える。

ただし、当該各号の有価証券関連店頭デリバティブ取引がこれらの取引に係るオプションが行使された場合に顧客が一定額の金銭を支払うこととなるものである場合において、当該取引について算出するときは、当該金銭の額をいう。

第百十七条第十七項各号中「当該額を、」を削り、「第二十八条第八項第四号ハ」の下に「又はニ」を加え、同条第十八項に次のただし書を加える。

ただし、当該各号の有価証券関連店頭デリバティブ取引がこれらの取引に係るオプションが行使された場合に顧客が一定額の金銭を支払うこととなるものである場合において、当該取引について算出するときは、当該金銭の額をいう。

第百十七条第十八項第一号から第四号までの規定中「当該額を、」を削り、同項第五号から第八号までの規定中「当該額を、」を削り、「第二十八条第八項第四号ハ」の下に「又はニ」を加え、同条第二十項第一号中「第二十八条第八項第四号ハ」の下に「又はニ」を加え、同項第二号中「第二十八条第八項第四号ハ」の下に「又はニ」を加え、「同号ハに」を「同号ハ又はニに」に、「又は⑵に掲げる」を「若しくは⑵に掲げる取引又は同号ニに規定する」に改める。

第百二十三条第一項第二十一号の三の次に次の一号を加える。

二十一の四　特定店頭オプション取引について、次に掲げる措置を講じていないと認められる状況

イ　特定店頭オプション取引に係る契約を締結しようとするときに、あらかじめ、顧客（個人（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項第二十四号ロ⑴に掲げる要件に該当する業務執行組合員等（同項第二十三号に規定する業務執行組合員等をいう。イにおいて同じ。）が業務執行組合員等として特定店頭オプション取引を行う場合における当該業務執行組合員等を除く。）に限る。ロにおいて同じ。）に対し、当該特定店頭オプション取引に係る権利行使価格（一定の方法により定められるものにあっては、その算定方法）を提示すること。